

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

社会福祉法人新柏会ではヴィヴアン亀甲台保育園に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、園へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。

令和2年1月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・園給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通園中の災害の場合 2,000万円～44万円]
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円[通園中の場合 1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円[通園中の場合 1,500万円]
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円[通園中の場合も同額]

なお、園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 保育所における保育中。 ③ 通常の経路及び方法により通園する場合
 ② 園の教育計画に基づく課外指導を受けている場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
 ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
 ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
 ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
 ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の園児に係る災害については、医療費の給付は行いません。
 ⑥ 非常災害(風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの)による児童の災害

*これはJSCの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額)

保護者等負担額 240円 ※負担金額は年額です。

(きりとり)

同意書

社会福祉法人新柏会 ヴィヴアン亀甲台保育園 殿

組 園児氏名

貴園が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

年 月 日

保護者又は後見人氏名

印

*園児1名につき1枚の提出をお願いいたします。